

ID: 5

担当部署: 総務部総務課

処分の概要	違反車の措置命令		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市庁舎管理規則 第14条第1項		
例 規 番 号	平成13年規則第11号		
【根拠条文】 (違反車の措置等) 第14条 庁舎管理者は、第7条第1項第5号及び第2項並びに前条の規定に違反して自動車を駐車している者に対して、期限を付して自動車の移動その他の措置をすべきことを命ずることができる。 2 前項の規定による命令に従わない者に対しては、庁舎管理者は、自動車の移動その他必要な措置をとることができる。 3 前2項の措置に要した費用は、当該自動車の使用者又は所有者の負担とする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日